

議案第3号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成20年2月13日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）」に対する意見を臨時に代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）」に対する意見

「沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）」については、異議ありません。

# **沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例（案）**

**平成20年2月議会（定例会）**

**総務部人事課**

## 条例案の概要の説明

部課名 給務部人事課

### 1 件名

沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

### 2 改正の経緯及び必要性

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）が平成16年4月1日に施行され、関係法律が改正されたことに伴い、これまで国立学校の教員の給与を基準としていた公立学校の教員等の給与について、各地方公共団体が地域ごとの実態等を踏まえて条例で定めるところにより支給できることとなった。

これを踏まえ、他の都道府県の職員の手当の支給状況等を考慮して、定時制通信教育手当及び産業教育手当の額を改める必要がある。

### 3 改正案の概要

(1) 定時制通信教育手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じ、その者の給料月額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た額とすることとする。（第29条関係）

ア 校長及び教頭（夜間において授業を行う定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。） 100分の4

イ 教頭（アに掲げる教頭を除く。） 100分の2

ウ 教員及び実習助手のうち、本務として定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）又は通信教育に従事するもの 100分の6

エ 教員及び実習助手（ウに掲げる教員及び実習助手を除く。） 100分の3

(2) 産業教育手当の月額は、職員の給料月額に100分の6（定時制通信教育手当を受ける者にあっては、100分の4）を乗じて得た額とすることとする。（第30条関係）

(3) この条例は、平成20年4月1日から施行することとし、必要な経過措置を設けることとする。（附則）

### 4 根拠法令

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項
- (2) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号）第5条
- (3) 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和32年法律第145号）第3条

## 5 関係各課等との調整状況

### 財政課と調整済

## 6 添付資料

### (1) 新旧対照表

## 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第1号中「並びに」を「及び」に、「従事する教諭」を「従事する教員（教諭）に、「再任用短時間勤務職員に限る。）」を「再任用短時間勤務職員に限る。）」をいう。次項において同じ。」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 定時制通信教育手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、その者の給料月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる校長及び同号に掲げる教頭（夜間において授業を行う定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する教頭に限る。） 100分の4
- (2) 前項第1号に掲げる教頭（前号に掲げる教頭を除く。） 100分の2
- (3) 前項第1号又は第2号に掲げる教員及び実習助手のうち、本務として定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）又は通信教育に従事するもの 100分の6
- (4) 前項第1号又は第2号に掲げる教員及び実習助手（前号に掲げる教員及び実習助手を除く。） 100分の3

第30条第2項中「100分の10」を「100分の6」に、「100分の6」を「100分の4」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

#### （定時制通信教育手当に関する経過措置）

2 改正後の第29条第2項の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成21年3月31日までの間においては同項第1号中「100分の4」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の2」とあるのは「100分の6」と、同項第3号中「100分の6」とあるのは「100分の8」と、同項第4号中「100分の3」とある

のは「100分の8」とし、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては同項第2号中「100分の2」とあるのは「100分の4」と、同項第4号中「100分の3」とあるのは「100分の6」とする。

(産業教育手当に関する経過措置)

3 施行日から平成21年3月31日までの間における改正後の第30条第2項の規定の適用については、同項中「100分の6」とあるのは「100分の8」と、「100分の4」とあるのは「100分の5」とする。

平成20年 月 日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理由

他の都道府県の職員の手当の支給状況等を考慮して、定時制通信教育手当及び産業教育手当の額を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）新旧対照表

改正案	現行
(定時制通信教育手当)	(定時制通信教育手当)
第29条 定時制通信教育手当は、定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する職員で次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。	第29条 定時制通信教育手当は、定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する職員で次の各号のいずれかに該当するものに対して支給する。 ) 並びに本務として定時制通信教育又は通信制の課程に關する校務を整理する者に限る。 ) 並びに本務として定時制通信教育又は通信制の課程に關する校務を整理する者に限る。 ) 並びに本務として定時制通信教育又は通信教育に從事する教諭、養護教諭、助教諭、助教論、助教論及び講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）をいう。次項において同じ。 )
(1) 校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）及び本務として定時制教育又は通信教育に從事する教員（教諭、養護教諭、助教諭、助教論及び講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）をいう。次項において同じ。）	(1) 校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）及び本務として定時制通信教育又は通信教育に從事する教諭、養護教諭、助教諭、助教論及び講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）
(2) 実習助手（本務として定時制教育又は通信教育に從事する者に限る。）であつて、その技術が優秀と認められるものとして人事委員会規則で定める者	(2) 実習助手（本務として定時制教育又は通信教育に從事する者に限る。）であつて、その技術が優秀と認められるものとして人事委員会規則で定める者
2 定時制通信教育手当の月額は、職員の給料月額に100分の10（管理職員にあっては、100分の8を超えない範囲内において人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額とする。	2 定時制通信教育手当の月額は、職員の給料月額に100分の10（管理職員にあっては、100分の8を超えない範囲内において人事委員会規則で定める割合）を乗じて得た額とする。
40	40
(1) 前項第1号に掲げる校長及び同号に掲げる教頭（夜間ににおいて授業を行う定時制の課程又は通信制の課程に關する校務を整理する教頭に限る。） <u>100分の4</u>	(1) 前項第1号に掲げる校長及び同号に掲げる教頭（夜間ににおいて授業を行う定時制の課程又は通信制の課程に關する校務を整理する教頭に限る。） <u>100分の4</u>
(2) 前項第1号に掲げる教頭（前号に掲げる教頭を除く。） <u>100分の2</u>	(2) 前項第1号又は第2号に掲げる教員及び実習助手のうち、本務として定時制教育（夜間ににおいて授業を行う課程に係るものに限る。）又は通信教育に從事するもの <u>100分の6</u>
(3) 前項第1号又は第2号に掲げる教員及び実習助手（前号に掲げる教員及び実習助手を除く。） <u>100分の3</u>	(3) 前項第1号又は第2号に掲げる教員及び実習助手（前号に掲げる教員及び実習助手を除く。） <u>100分の3</u>
3 (略)	3 (略)
(産業教育手当)	(産業教育手当)
第30条 産業教育手当は、農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く高等学校に勤務する職員で次の各号のいずれかに該当するものに支給する。	第30条 産業教育手当は、農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く高等学校に勤務する職員で次の各号のいずれかに該当するものに支給する。

<p>(1) 高等学校の農業若しくは漁業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは漁船若しくは漁業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第2項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、漁業、工業、工業実習、商船又は漁船実習を担任する教諭の職にあることができる者を含む。）であつて、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程において実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任する教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）</p> <p>(2) 実習助手のうちその技術が優秀と認められるものとして人事委員会規則で定める者であつて、前号に規定する課程において実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目について教諭の職務を負けるものの</p>	<p>2 産業教育手当の月額は、職員の給料月額に<u>100分の6</u>（定時制通信教育手当を受ける者にあつては、<u>100分の4</u>）を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

## 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要

教育委員会に係る改正内容は、定時制通信教育手当と産業教育手当の支給率の見直しに関する部分です。

### 1 「定時制通信教育手当」「産業教育手当」とは

①沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条に規定する「定時制通信教育手当」とは・・・

高等学校に勤務する職員で定時制又は通信制の教育課程に従事する校長、教頭、教諭等に支給される手当。

②給与条例第30条に規定する「産業教育手当」とは

高等学校に勤務する職員で実習を伴う農業、水産、工業等に関する科目を主として担当する教諭等に支給される手当。

### 2 改正の概要

#### ①定時制通信教育手当

##### 1) 一般職員

給料月額×10%	→	夜間定時、通信制	給料月額×6%
		昼間定時	給料月額×3%

##### 2) 管理職員（校長、教頭）

給料月額×8%	→	夜間定時、通信制	給料月額×4%
		昼間定時	給料月額×2%

#### ②産業教育手当

1) 教諭等 紙料月額×10% → 紙料月額×6%

2) 定通手当併給者 紙料月額×6% → 紙料月額×4%

※それぞれ激変緩和のための経過措置あり

### 3 見直しの理由

① 平成18年度制定された「沖縄県行財政改革プラン」で両手当について「各都道府県の支給水準を把握したうえで本県の支給水準の適否について検証し、見直しの是非について判断する」と規定されたこと。

② 全国調査の結果、全国及び九州各県で見直しを行った都道府県が半数を超えたこと。

③ 地方公務員法第24条第3項の「均衡の原則」に基づき、他の都道府県と均衡を失しないよう手当の支給額について見直しを行う必要が生じた。